

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員会計年度任用職員退職手当支給条例

制 定 令和2年3月27日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当について定めるものとする。

(退職手当の額等)

第2条 会計年度任用職員の退職手当の額及び支給方法その他退職手当について必要な事項は、小樽市職員退職手当支給条例（昭和36年小樽市条例第31号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。